

< 令和2年分・年末調整 >

★ News 改正事項多く → 十分な準備を!

令和2年(2020年)分の「年末調整」は改正事項が多岐にわたるため、十分な準備をして下さい。

【年末調整】とは

給与所得者1人1人について、**毎月の給与や賞与から控除した源泉税額と**、
 扶養親族等の修正や、保険料等の控除を行って計算した、**納めなければならない年税額**を
 比べて、その**過不足額を精算**する大切な手続きです。
 大部分の給与所得者は、勤務先での年末調整で、その年の**所得税の納税が完了**します。

【令和2年分年末調整の改正点】

■ 給与所得控除

給与所得控除は、一律10万円引下げ
 上限額 給与収入850万円を超える人は195万円

⇒ 令和2年分年末調整のしかた
 「年末調整のための給与所得
 控除額の給与等の金額の表」

■ 基礎控除

次のとおり改正され、合計所得が2,500万円を超える人は、基礎控除を受けることはできません。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下	(所得制限なし)	16万円

↓
 基礎控除申告書の提出が必要

■ 所得金額調整控除

新しく創設された控除

給与収入850万円を超える人で
 ・23歳未満の扶養親族がいる場合
 ・本人又は扶養親族や配偶者が特別障害者の場合

所得金額調整控除(子ども等)を受けることができます。

控除額=給与収入(1,000万円超の場合は1,000万円)から850万円を控除した額の10%

↓
 所得金額調整控除申告書の提出が必要

■ 扶養控除等の所得金額要件

扶養控除等の対象となる扶養親族等の合計所得金額の要件が、それぞれ10万円引き上げられました。

■ ひとり親控除

新しく創設された控除

婚姻していない人で
 ・同一生計の子があること
 ・合計所得が500万円以下であること
 ・事実上婚姻関係と認められる人がいないこと

ひとり親控除を受けることができます。
 <控除額=35万円>
 「特別の寡婦」「寡夫」は改組されたため、「ひとり親」になる場合は控除額に注意を!

■ 提出書類の新設

上記の「基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新設され、「配偶者控除等申告書」と共に(3様式の兼用)1枚です。年末調整で、これらの控除の適用を受けるには、必ず提出しなければなりません。申告書の手順により、正しく記載してもらおうようにして下さい。

○年末調整のお知らせです。(1~2ページ)
 〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
 田中会計事務所 税理士 田中育雄
 TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>

令和2年分『年末調整』の留意点

■『基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書』のチェック

■『扶養控除等(異動)申告書』のチェック

「年末調整」は、原則として『扶養控除等(異動)申告書』を提出している全員について行います。

※ 扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人

給与所得だけの場合、収入金額 103 万円以下

公的年金だけの場合、収入金額 65 歳以上 158 万円以下、65 歳未満 108 万円以下

所得 48 万円
以下となる。

※ 年齢は、本年 12 月 31 日の現況で判定（死亡の場合は死亡の日）

①「控除対象扶養親族」

扶養親族のうち、16 歳以上の人(平成 17 年 1 月 1 日以前に生まれた人)

②「特定扶養親族」

控除対象扶養親族のうち、19 歳以上 23 歳未満の人(平成 10 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日生)

③「老人扶養親族」

控除対象扶養親族のうち、70 歳以上の人(昭和 26 年 1 月 1 日以前に生まれた人)

④「同居老親等」

老人扶養親族のうち、所得者または配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居を常況とする人

⑤「同一生計配偶者」

所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く)で、合計所得が 48 万円以下の人

⑥「障害者」「同居特別障害者」

所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族に適用（16 歳未満の扶養親族も適用）

⑦「寡婦」「ひとり親」

「寡婦」「ひとり親」の判定は、正しく行われているかを確認（→前ページ）

⑧「勤労学生」

所得者本人が勤労学生であること。合計所得金額が 75 万円以下(給与だけの場合、130 万円以下)

⑨「国外扶養親族」

非居住者である扶養親族については、「親族関係書類」「送金関係書類」を添付または提示する。

■『配偶者控除等申告書』のチェック

※ 所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下であること

※ 控除の対象となる配偶者は、12 月 31 日の現況で民法上の配偶者(婚姻届を提出)であること

・「配偶者控除」・配偶者の合計所得 48 万円以下であること

・「配偶者特別控除」・配偶者の合計所得 48 万円超 133 万円以下であること

※ 老人控除対象配偶者は、70 歳以上の人(昭和 26 年 1 月 1 日以前に生まれた人)

※ 所得者本人の所得金額に応じて、控除額が正しく計算されているか確認する。

■『保険料控除申告書』のチェック

①「生命保険料控除」…所得者本人が支払い、受取人が本人・配偶者・親族である場合のみ適用

②「地震保険料控除」…所得者本人が支払い、本人や親族が常時居住する家屋等が保険目的であること

③「社会保険料控除」…国民健康保険・国民年金・介護保険料等

④「小規模企業共済等掛金控除」

・小規模企業共済掛金

・個人型確定拠出年金(iDeCo イデコ)掛金・企業型確定拠出年金掛金

介護保険料は 40～64 歳は健康保険料
に含まれ、65 歳以上は年金から徴収)

→ 全額が控除される

※ 国民年金・生命保険・地震保険・小規模企業共済等掛金など、控除証明書を添付する。

■『住宅借入金等特別控除申告書』のチェック

税務署発行「住宅借入金等特別控除申告書」と金融機関発行「年末残高等証明書」を添付する。

※ 控除を受けようとする最初の年分は、確定申告により控除の適用を受ける必要がある。